

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年7月30日(2015.7.30)

【公開番号】特開2014-7520(P2014-7520A)

【公開日】平成26年1月16日(2014.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2014-002

【出願番号】特願2012-141328(P2012-141328)

【国際特許分類】

H 04 M	1/03	(2006.01)
H 04 M	1/02	(2006.01)
H 04 M	1/00	(2006.01)
H 04 M	1/60	(2006.01)
H 04 R	1/10	(2006.01)
H 04 R	1/00	(2006.01)
H 04 R	3/02	(2006.01)

【F I】

H 04 M	1/03	C
H 04 M	1/02	C
H 04 M	1/03	B
H 04 M	1/00	R
H 04 M	1/60	D
H 04 R	1/10	1 0 1 A
H 04 R	1/10	1 0 1 B
H 04 R	1/10	1 0 4 A
H 04 R	1/00	3 1 7
H 04 R	1/00	3 2 7 A
H 04 R	3/02	

【手続補正書】

【提出日】平成27年6月10日(2015.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

耳介付着部の乳様突起側に接触する軟骨伝導部と、コンタクトマイクとを有することを特徴とする送受話装置。

【請求項2】

電池を有し、前記コンタクトマイクは前記電池によって前記軟骨伝導部と隔てられていることを特徴とする請求項1記載の送受話装置。

【請求項3】

前記コンタクトマイクが拾う前記軟骨伝導部の振動をキャンセルするキャンセル手段が設けられていることを特徴とする請求項1または2記載の送受話装置。

【請求項4】

前記軟骨伝導部は一方の耳における耳介付着部の乳様突起側に接触するよう配置されるとともに他方の耳における耳介付着部の乳様突起側に接触する第二の軟骨伝導部を有することを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の送受話装置。

【請求項 5】

前記軟骨伝導部および前記第二の軟骨伝導部を連結して支持する支持部を有することを特徴とする請求項4記載の送受話装置。

【請求項 6】

前記コンタクトマイクが前記支持部に設けられていることを特徴とする請求項5記載の送受話装置。

【請求項 7】

前記コンタクトマイクは前記軟骨伝導部および前記第二の軟骨伝導部に対して非対称に設けかれているとともに、前記コンタクトマイクが拾う前記軟骨伝導部および前記第二の軟骨伝導部の振動に対して互いに異なるキャンセルを行うキャンセル手段が設けられていることを特徴とする請求項4から6のいずれかに記載の送受話装置。

【請求項 8】

前記軟骨伝導部および前記第二の軟骨伝導部近傍にそれぞれ電池を配したことを特徴とする請求項4から7のいずれかに記載の送受話装置。

【請求項 9】

外耳道入口近傍を覆う覆い部を有することを特徴とする請求項1から8のいずれかに記載の送受話装置。

【請求項 10】

耳介付着部の乳様突起側に接触する軟骨伝導部と、外耳道入口近傍を覆う覆い部とを有することを特徴とする送受話装置。

【請求項 11】

前記覆い部はヘルメットであることを特徴とする請求項10記載の送受話装置。